

30 生活援護

〔現況及び施策の方向〕

県内の生活保護の動向は、被保護世帯数、被保護人員ともに昭和58年度をピークに減少し、平成5年度を底に、その後、微増傾向で推移してきた。平成10年度後半からは都市部を中心に顕著な増加傾向を示していたが、平成25年度より減少に転じた。

また、世帯類型別被保護世帯数の構成比については、傷病・障害者世帯と高齢者世帯の合計が総数の約7割を占めている。

今後とも、関係機関との連携を図り、被保護世帯の自立援助対策の推進に努める。

第1表 被保護世帯・人員・保護率（1か月平均）の状況

（単位 世帯、人、%）

区分	世帯数	人員	保 護 率								
			全国	県 分			広島市	呉市	福山市	県総計	
				市部	郡部	県計					
平成28年度	県 分	5,971	8,155	16.9	8.57	—	8.57	22.23	17.33	14.52	15.98
	広島市分	19,364	26,408								
	呉市分	3,028	3,934								
	福山市分	4,956	6,692								
	計	33,319	45,189								
平成27年度	県 分	9,149	12,445	17.0	10.49	—	10.49	23.02	—	15.40	16.53
	広島市分	19,653	27,290								
	福山市分	5,107	7,106								
	計	33,909	46,841								
平成26年度	県 分	9,279	12,782	17.0	10.70	—	10.70	23.48	—	15.98	16.88
	広島市分	19,686	27,777								
	福山市分	5,197	7,383								
	計	34,162	47,942								

（注）保護停止中を含む。平成26年度より、県が設置する「郡部福祉事務所」は府中町福祉事務所設置に伴い無くなった。

第2表 世帯類型別世帯数（1か月平均）の状況

（単位 世帯、%）

区分	高齢者世帯	母子世帯	傷病 障害者世帯	その他の 世帯	計	
平成28年度	県 分	2,934 (49.6)	364 (6.2)	1,649 (27.9)	970 (16.4)	5,917 (100.0)
	広島市分	8,406 (43.6)	1,617 (8.4)	5,786 (30.0)	3,484 (18.1)	19,293 (100.0)
	呉市分	1,602 (53.6)	137 (4.6)	826 (27.6)	424 (14.2)	2,989 (100.0)
	福山市分	2,489 (50.3)	322 (6.5)	1,590 (32.2)	543 (11.0)	4,944 (100.0)
	計	15,431 (46.6)	2,440 (7.4)	9,851 (29.7)	5,421 (16.4)	33,143 (100.0)
平成27年度	県 分	4,427 (49.0)	530 (5.9)	2,590 (28.7)	1,491 (16.5)	9,038 (100.0)
	広島市分	8,120 (41.5)	1,781 (9.1)	5,949 (30.5)	3,735 (19.1)	19,585 (100.0)
	福山市分	2,432 (47.8)	384 (7.5)	1,654 (32.5)	619 (12.2)	5,089 (100.0)
	計	14,979 (44.4)	2,695 (8.0)	10,193 (30.2)	5,845 (17.3)	33,712 (100.0)

平成 26年度	県分	4,306 (46.9)	585 (6.4)	2,720 (29.6)	1,568 (17.1)	9,179 (100.0)
	広島市分	7,721 (39.4)	1,871 (9.5)	6,054 (30.9)	3,970 (20.2)	19,616 (100.0)
	福山市分	2,333 (45.1)	447 (8.6)	1,673 (32.4)	717 (13.9)	5,170 (100.0)
	計	14,360 (42.3)	2,903 (8.5)	10,447 (30.8)	6,255 (18.4)	33,965 (100.0)

(注) 1 保護停止中は含まない。
2 () 内は、構成割合である。

〔業務の内容〕

1 生活保護事業の推進（予算額 429,638 千円）

(1) 最低限度の生活の保障（予算額 406,696 千円）

ア 公的扶助の実施

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護（生活・住宅・教育・医療・介護・出産・生業・葬祭扶助）を行い最低限度の生活を保障するとともに、その自立援助に努める。（昭和 25 年度創設）

第 3 表 扶助の状況

扶助別人員の状況（1 か月平均）

（単位 人、%）

区分	生活	教育	住宅	介護	医療	出産	生業	葬祭	被保護人員	
平成 28年度	県分	7,255 (89.0)	563 (6.9)	6,134 (75.2)	1,174 (14.4)	7,137 (87.5)	2 (0.0)	202 (2.5)	10 (0.1)	8,155
	広島市分	23,371 (88.5)	2,126 (8.1)	23,953 (90.7)	3,084 (11.7)	18,922 (71.7)	6 (0.0)	750 (2.8)	43 (0.2)	26,408
	呉市分	3,456 (87.8)	215 (5.5)	3,040 (77.3)	504 (12.8)	3,402 (86.5)	1 (0.0)	97 (2.5)	7 (0.2)	3,934
	福山市分	5,980 (89.4)	451 (6.7)	5,931 (88.6)	1,137 (17.0)	5,483 (81.9)	1 (0.0)	157 (2.3)	4 (0.1)	6,692
	計	40,062 (88.7)	3,355 (7.4)	39,058 (86.4)	5,899 (13.1)	34,944 (77.3)	10 (0.0)	1,206 (2.7)	64 (0.1)	45,189
平成 27年度	県分	11,054 (88.8)	847 (6.8)	9,480 (76.2)	1,622 (13.0)	10,851 (87.2)	3 (0.0)	347 (2.8)	15 (0.1)	12,445
	広島市分	24,225 (88.8)	2,328 (8.5)	24,791 (90.8)	2,933 (10.7)	19,343 (70.9)	7 (0.0)	830 (3.0)	47 (0.2)	27,290
	福山市分	6,375 (89.7)	548 (7.7)	6,275 (88.3)	1,100 (15.5)	5,749 (80.9)	1 (0.0)	173 (2.4)	3 (0.0)	7,106
	計	41,654 (88.9)	3,723 (7.9)	40,546 (86.6)	5,655 (12.1)	35,943 (76.7)	11 (0.0)	1,350 (2.9)	65 (0.1)	46,841
平成 26年度	県分	11,526 (90.2)	939 (7.3)	9,774 (76.5)	1,571 (12.3)	11,058 (86.5)	3 (0.0)	269 (2.1)	14 (0.1)	12,782
	広島市分	24,973 (89.9)	2,442 (8.8)	25,290 (91.0)	2,796 (10.1)	19,458 (70.1)	9 (0.0)	921 (3.3)	46 (0.2)	27,777
	福山市分	6,705 (90.8)	635 (8.6)	6,550 (88.7)	1,000 (13.5)	5,895 (79.8)	1 (0.0)	224 (3.0)	3 (0.0)	7,383
	計	43,204 (90.1)	4,016 (8.4)	41,614 (86.8)	5,367 (11.2)	36,411 (76.0)	13 (0.0)	1,414 (2.9)	63 (0.1)	47,942

(注) 1 複数の扶助を受給している場合は、それぞれに計上している。
2 保護停止中を含む。
3 () 内は、各扶助ごとの受給割合である。

扶助別扶助費の状況

(単位 千円, %)

区分	生活	住宅	教育	介護	医療	出産	生業	葬祭	合計	
平成28年度	県分	3,006,057 (28.9)	1,242,040 (11.9)	70,272 (0.7)	180,897 (1.7)	5,856,983 (56.2)	5,893 (0.1)	36,188 (0.3)	19,234 (0.2)	10,417,564 (100.0)
	広島市分	14,391,213 (33.5)	8,038,216 (18.7)	288,664 (0.7)	681,685 (1.5)	19,272,843 (44.8)	23,591 (0.1)	158,155 (0.4)	110,508 (0.3)	42,964,875 (100.0)
	呉市分	2,069,592 (31.5)	773,369 (11.8)	28,956 (0.4)	111,253 (1.7)	3,548,673 (55.0)	3,418 (0.1)	15,958 (0.2)	15,311 (0.2)	6,566,530 (100.0)
	福山市分	3,589,373 (33.7)	1,671,189 (15.7)	58,732 (0.5)	241,082 (2.3)	5,063,085 (47.5)	1,619 (0.0)	29,358 (0.3)	9,423 (0.0)	10,663,861 (100.0)
	計	23,056,235 (32.7)	11,724,814 (16.6)	446,624 (0.6)	1,214,917 (1.7)	33,741,584 (47.8)	34,521 (0.1)	239,659 (0.3)	154,476 (0.2)	70,612,830 (100.0)
平成27年度	県分	5,899,546 (29.7)	2,242,237 (11.3)	115,121 (0.6)	350,594 (1.8)	11,155,073 (56.1)	12,259 (0.1)	65,472 (0.3)	34,603 (0.2)	19,874,905 (100.0)
	広島市分	14,938,789 (33.7)	8,452,626 (19.1)	311,754 (0.7)	667,946 (1.5)	19,668,160 (44.3)	29,045 (0.1)	175,808 (0.4)	117,636 (0.3)	44,361,764 (100.0)
	福山市分	3,825,520 (33.9)	1,725,723 (15.3)	71,745 (0.6)	239,866 (2.1)	5,365,553 (47.6)	3,028 (0.0)	34,662 (0.3)	7,572 (0.1)	11,273,669 (100.0)
	計	24,663,855 (32.7)	12,420,586 (16.4)	498,620 (0.7)	1,258,406 (1.7)	36,188,786 (47.9)	44,332 (0.1)	275,942 (0.4)	159,811 (0.2)	75,510,338 (100.0)
平成26年度	県分	6,241,566 (31.1)	2,260,049 (11.2)	124,602 (0.6)	326,922 (1.6)	11,028,918 (54.9)	13,751 (0.1)	69,121 (0.3)	35,114 (0.2)	20,100,043 (100.0)
	広島市分	15,669,771 (35.6)	8,430,263 (19.1)	324,827 (0.7)	697,824 (1.6)	18,595,616 (42.2)	34,246 (0.1)	188,893 (0.4)	118,906 (0.3)	44,060,346 (100.0)
	福山市分	4,126,886 (35.6)	1,743,756 (15.1)	81,478 (0.7)	232,733 (2.0)	5,357,668 (46.2)	1,153 (0.0)	39,287 (0.3)	5,700 (0.1)	11,588,661 (100.0)
	計	26,038,223 (34.4)	12,434,068 (16.4)	530,907 (0.7)	1,257,479 (1.6)	34,982,202 (46.2)	49,150 (0.1)	297,301 (0.4)	159,720 (0.2)	75,749,050 (100.0)

(注) 1 数値は、年度内の累計額である。 [負担割合 国3/4, 県1/4 (市1/4)]
 2 ()内は、各扶助ごとの構成割合である。

イ 指定医療機関制度による医療の確保

生活保護患者の医療の確保を図るため、医療機関を指定して治療の委託を行っている。

第4表 指定医療機関の状況 (平成30年4月1日現在)

(単位 所)

区分	医科	歯科	調剤	計	
生活保護法定	県分	813	526	580	1,919
	広島市分	1,118	653	654	2,425
	呉市分	221	150	137	508
	福山市分	330	230	225	785
	計	2,482	1,559	1,596	5,637

ウ 指定介護機関制度による介護の確保

要介護状態等にある被保護者の介護の確保を図るため、介護機関を指定して介護サービス提供の委託を行っている。

第5表 指定介護機関の状況 (平成30年4月1日現在)

(単位 所)

区分	サービス別事業者数								計	
	居宅介護支援	居宅サービス	介護予防サービス	介護予防支援	地域密着型サービス	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設		
生活保護法定	県分	479	3,614	8	49	122	83	53	72	4,480
	広島市分	346	1,023	1,117	41	598	66	31	18	3,240
	呉市分	73	280	319	8	62	15	18	7	782
	福山市分	179	695	528	16	482	21	15	23	1,959
	計	1,077	5,612	1,972	114	1,264	185	117	120	10,461

(注) 訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び居宅療養管理指導に係る「みなし指定」の事業所を除く。(広島市については除いていない。)

エ 保護施設への入所

第6表 保護施設への入所状況（平成30年4月1日現在）

（単位 人）

区 分	施 設 名	定 員	入 所 人 員					計
			県 分	広島市分	呉市分	福山市分	県 外 分	
救 護 施 設	呉 広 風 園	55	8	4	40	0	1	53
	みつぎ清風園	100	57	6	0	34	1	98
	救 護 院	60	5	52	1	0	2	60
医療保護施設	府中みくまり病院	317						
	済生会呉病院	150						

(2) 運営指導の充実（予算額 22,942 千円）

ア 事務監査の実施

市町福祉事務所（広島市を除く。）の事務監査を行い、生活保護事業の適正、かつ、効率的な運営が確保されるよう努める。（昭和27年度創設）

第7表 福祉事務所監査の実施状況

（単位 所, %）

区 分	対 象 箇 所	一 般 監 査	実 施 率	特 別 監 査	巡 回 指 導	特 別 指 導 監 査
平成30年度（予定）	22	22	100.0	—	—	1
平成29年度	22	22	100.0	—	—	1
平成28年度	22	22	100.0	—	—	1

（注）広島市を除く。

イ 指定医療、介護機関の指導

指定医療、介護機関を実地指導することによって、医療、介護扶助の適正な実施に努める。（昭和27年度創設）

2 生活困窮者の自立の促進（予算額 726 千円）

(1) 生活困窮者への支援

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づき、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の措置を講じ、生活困窮者の自立の促進を図る。

第8表 任意事業の実施状況（平成30年度予定）

（単位 所）

区 分	就労準備支援事業	一時生活支援事業	家計相談支援事業	生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業	その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業
県 分	3	8	9	9	—
広島市分	1	1	1	1	1
呉市分	1	1	—	1	—
福山市分	—	—	—	1	—
計	5	10	10	12	1

(2) 生活困窮者就労訓練事業者の認定

雇用による就業を継続して行くことが困難な生活困窮者に対し、就労の機会を提供する事業者を認定する。

第9表 生活困窮者就労訓練事業者の認定状況

(単位 件)

区 分	件 数
県 分	10
広島市分	12
呉市分	4
福山市分	11

(注) 平成29年度末現在

3 行旅病人及び行旅死亡人の援護 (予算額 505千円)

市町が、行旅病人及び行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)に基づき引取者のない行旅死亡人等の援護を行った場合に、その費用を行旅病人、行旅死亡人等の援護及び取扱の費用弁償に関する規則(昭和33年広島県規則第11号)によって県が負担(広島市、呉市及び福山市を除く。)する。(昭和33年度創設)

第10表 行旅病人及び行旅死亡人の援護状況

(単位 件, 円)

区 分	件 数	費用負担額
平成30年度(予定)	5	505,000
平成29年度	3	465,599
平成28年度	4	314,456

(注) 広島市、呉市及び福山市を除く。 [負担割合 10/10]

4 自立更生のための資金援助 (予算額 24,650千円)

(1) 生活福祉資金の貸付

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対して、経済的な自立、生活環境の改善、在宅福祉や社会参加の促進等を図るため生活福祉資金を貸し付け、当該世帯の生活の安定を促進する。(昭和30年度創設)

- 実施主体 (社福) 広島県社会福祉協議会
- 貸付種別、貸付限度額等 参考資料「健康福祉局関係の資金貸付制度一覧表」のとおり

第11表 生活福祉資金の貸付状況

(単位 件, 千円)

資金の種類	平成29年度				平成28年度				平成27年度				
	貸付申込		貸付決定		貸付申込		貸付決定		貸付申込		貸付決定		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
総合支援資金	生活支援費	5	1,097	4	947	5	1,608	4	1,302	6	2,100	6	2,004
	住宅入居費	1	167	0	0	1	134	0	134	1	210	1	210
	一時生活再建費	0	0	0	0	0	0	0	0	1	228	1	228
福祉資金	福祉費	48	12,156	48	11,929	75	29,425	68	26,053	78	30,088	72	22,442
	緊急小口資金	80	4,430	77	4,154	87	4,656	81	4,308	76	3,898	74	3,717
教育支援資金	教育支援費	21	22,232	18	17,110	13	5,576	12	5,279	14	4,873	13	4,429
	就学支度費	31	11,889	29	10,744	27	7,468	24	6,854	36	12,969	33	11,504
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	1	11,550	1	11,550	1	11,378	1	11,378	0	0	0	0
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	4	17,744	2	8,974	4	30,253	3	25,473	3	16,926	3	16,926
計		191	81,265	179	65,408	213	90,498	194	80,781	215	71,292	203	61,460

(注) 広島市、福山市及び呉市を含む。

(2) 緊急生活安定資金の貸付

低所得世帯が緊急に必要なとする資金の貸付事業を実施する（社福）広島県社会福祉協議会（貸付償還業務は、市区町社会福祉協議会で実施。）に対し貸付原資を貸し付け、低所得世帯の生活の安定を図る。（昭和 53 年度創設）

- 貸付限度額等 参考資料「健康福祉局関係の資金貸付制度一覧表」のとおり

第 12 表 緊急生活安定資金の貸付状況

(単位 件, 円)

区 分	貸 付 申 込		貸 付 決 定		原 資 総 額
	件 数	金 額	件 数	金 額	
平成 29 年度	81	3,009,800	81	3,009,800	50,000,000
平成 28 年度	126	3,788,810	125	3,758,810	50,000,000
平成 27 年度	109	2,938,950	107	2,918,950	50,000,000

(注) 広島市、福山市及び呉市を含む。

(3) 臨時特例つなぎ資金の貸付

離職者を支援するための公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、当該給付金等が交付されるまでの当面の生活費を貸し付け、自立の支援を図る。（平成 21 年度創設）

- 実施主体 （社福）広島県社会福祉協議会
- 貸付限度額等 参考資料「健康福祉局関係の資金貸付制度一覧表」のとおり

第 13 表 臨時特例つなぎ資金の貸付状況

(単位 件, 円)

区 分	貸 付 申 込		貸 付 決 定	
	件 数	金 額	件 数	金 額
平成 29 年度	0	0	0	0
平成 28 年度	0	0	0	0
平成 27 年度	2	70,000	2	70,000

(注) 1 広島市、福山市及び呉市を含む。

2 平成 21 年 10 月 1 日受付開始。